

書面開催となるため、配布資料の説明文を併せて送付いたします。

(1) 令和4年度 認可施設について

令和4年度 新たに認可する教育・保育施設は2施設になります。

- ・認定こども園木の実こども創造館

民間保育園から幼保連携型認定こども園に移行します。

認可定員は、1号認定を新たに設定し、3・4・5歳が1名ずつ合計3名の増加、2号認定・3号認定は移行前の保育園と同じ定員です。

なお、開所時間等は資料をご参照ください。

- ・たかいだ保育園

公立保育園（公設民営 社会福祉法人公共社会福祉事業協会に事業を委託）が民営化し民間保育園として認可します。

認可定員は、2号認定54名・3号認定36名で合計90名です。

【参考】高井田保育所 120名定員

なお、開所時間等は資料をご参照ください。

(2) 各施設の利用定員について

令和4年度と令和3年度の利用定員を施設別にまとめた資料です。

色が付いている施設が、令和3年度から変更がある園になります。

「愛保育園」「認定こども園朝陽ヶ丘幼稚園」「認定こども園桃の里幼稚園」は、在園児数の減少等の事情により利用定員を変更することになりました。

令和3年度と令和4年度の比較

- ・愛保育園

2号定員が1名増加し、3号定員が31名減少

- ・認定こども園朝陽ヶ丘幼稚園

1号認定 60名減少

- ・認定こども園桃の里幼稚園

1号認定 30名減少

- ・たかいだ保育園 ※「(1) 令和4年度 認可施設について」を参照

公立保育園から民間保育園への移行により、全体の定員が120名から90名に減少します。

2号認定17名、3号認定13名減少

- ・認定こども園木の実こども創造館

※「(1) 令和4年度 認可施設について」を参照

民間保育園から幼保連携型認定こども園への移行により、1号認定を3名設定

- ・公立保育所4園「鳥居保育所」「岩田保育所」「御厨保育所」「友井保育所」は、

公立の再編整備計画により、1歳児の利用定員が減少します。

市内施設利用定員の増減

定員全体としては、1号認定は▲87名、2号認定は▲16名、0歳は▲12名、1・2歳は▲88名となっており、3号認定としては▲100名、総合計203名の定員が減少しています。

第2期子ども・子育て支援事業計画との比較

市内施設利用定員は、各認定区分で減少していますが、必要となる供給量を確保するため予め次の施設整備を実施しました。

令和2年4月 民間保育園4園、小規模保育施設5園等を整備

475人分の定員増

令和3年4月 認定こども園の増改築等の整備 70人分の定員増

上記の整備に加えて、第2期子ども・子育て支援事業計画策定時に見込んでいなかった新たな企業主導型保育施設が開園していることから、「R4年4月実際の供給量見込み」が「計画上の供給量」を超えており、「計画上の需要量」を満たしております。

(3) 留守家庭児童育成クラブにおける新型コロナウイルス感染症対策について

令和3年度 第39回 東大阪市子ども・子育て会議において、「各クラブで行っていたコロナ対策などを集約して今後を活かせば良いのではないか」という旨のご意見をいただきました。青少年教育課では、令和3年7月～8月にかけて新型コロナウイルス感染症対策の聞き取り調査を各クラブに対して行い、別添資料に整理しましたので報告いたします。

(4) その他

○妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援体制及び子育てサポーターの活動状況について

子育て世代包括支援センター『はぐくむ』は、切れ目のない支援体制として各保健センターと施設給付課（本庁）・各福祉事務所が協力してサポートを行っています。今回は、主に子育てサポーターの側から、業務フロー図を作成しましたので報告いたします。

資料上段

子育てサポーターは子育て世代包括支援センター「はぐくむ」において、保健センターと連携をしながら、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援の中で、子

育てに関する相談を受けています。

資料下段

子育てに関する相談は、はぐく一むや子ども見守り相談センター、つどいの広場等の様々なところから子育てサポーターに寄せられたり、職員・スタッフと情報共有を行っています。また、乳幼児健診やつどいの広場等では親に声かけをしながら、親が抱えている困りごと等がないか聞き取りを行っています。

相談内容は、保育所等への入所、子どもと遊びに出かける所、子どもの発育発達への相談、家庭環境等の相談、子育ての悩みを聞いてほしい等多岐にわたっています。子育てサポーターはこれらの相談を受けた際には相談内容に応じ情報提供や支援を行っています。また、他機関との連携が必要なケースでは、保健所や子ども見守り相談センター等関係部署と連携を取りながら支援を行っています。

○小学校との連携及び接続の状況について

令和3年度 第39回 東大阪市子ども・子育て会議において市内の就学前教育・保育施設から学校等への接続に関してご意見をいただきました。円滑な接続・子どもに関する課題解決に向けた、教育委員会・子どもすこやか部・その他関係機関との連携にかかる本市の取り組みについて報告いたします。

教育委員会

<教育センター>

- ・就学前の教職員と小学校教員との合同研修を実施。
- ・幼児教育アドバイザーフォローアップ研修の実施。
- ・特別支援教育、生活科、保幼小接続 等

<人権教育室>

- ・人権教育研究集会（主催：市教委、校園長会、市人研、後援：PTA 協議会）において、人権課題・学力・生徒指導・特別支援等をテーマに「全体会」、「実践交流分科会」を実施。

<学校教育推進室>

- ・就学相談についてのポスターを作成及び就学前施設に配付し、円滑な就学に繋げている。
- ・平成30年度に、関係部署と連携し、就学前教育保育のアプローチカリキュラムや就学期のスタートカリキュラムの考え方や円滑な接続に向けた参考冊子「就学前教育・保育と学校教育の接続・連続性を重視した学力向上対策」を作成し、全就学前教育施設及び全市立学校に配付。

子どもすこやか部

・地域の子育てネットワークの構築については、つどいの広場や子育て支援センターの開設、乳児家庭全戸訪問事業の実施、子育てサポーターへの子育て相談など、関係機関と連携をしながら妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施。

・要保護児童対策地域協議会では、大阪府、市の関係課、こども園、幼稚園、保育所、学校、民生委員児童委員等の連携を強化し、情報共有や役割分担をすることで、児童虐待等の未然防止、早期発見と適切な支援を実施。

・就学に向けて支援が必要な子どもについては、施設利用相談課や保育施設で把握している情報について、学校と情報共有することで就学前教育・保育と学校教育の円滑な接続ができるよう取り組みを実施。

○報告案件1 保育料の一部返還について

平成27年度の子ども・子育て新制度移行にあたり、これまでの利用者負担額（以下、保育料）の水準を維持することとしていましたが、平成27年3月31日に公布された国の政令の内容の確認、反映をしないまま、条例の規定内容と実際の保育料に齟齬が生じていたことが判明しましたので、報告いたします。詳細は添付資料をご参照ください。

○報告案件2 東大阪市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の対象施設等について

前回の子ども・子育て会議において、対象施設等の決定基準についてご審議いただいた事業になります。令和3年度に対象施設等基準適合審査申請書を提出している施設等は2施設あり、詳細は添付資料をご参照ください。

また、対象施設等の決定基準を参考資料として添付しています。